

特別定額給付金事業について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特別定額給付金の支給や子育て世代への臨時特別給付金の支給を行います。詳しくは次の通りです（5月7日現在）。また、給付に伴う詐欺が確認されています。注意してください。

特別定額給付金

【支給対象者】基準日（4月27日）において、住民基本台帳に記録されている人

【受給権者】支給対象者の属する世帯の世帯主

【支給額】支給対象者1人につき10万円

【支給の方法】感染拡大防止の観点から、給付金の申請方法は次の（1）か（2）を基本とし、支給は原則、受給権者の本人名義の金融機関の口座へ振り込みます。

※金融機関の口座を持っていないなど、振り込みによる受け取りができない場合は問い合わせを。

【申請方法】申請方法は次の2通りです。

（1）郵送申請方式

市から受給権者宛に郵送された申請書に振込先口座などを記入し、振込先口座の確認書類と本人の確認書類の写しを市に郵送。5月25日(月)までに届かない場合は問い合わせを。

（2）オンライン申請方式（マイナンバーカード所有者のみ）

マイナポータルから振込先口座などを入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請(電子署名で本人確認を行うため、本人確認書類は不要)。

【申請期限】8月6日(木)まで

※大変多くの問い合わせがあり、電話がつながりにくい時間帯があります。電話がつながらない場合は、時間をおいて掛け直してください。

市特別定額給付金コールセンター ☎784-8147（月～金曜の午前9時～午後5時半。5月31日までの土・日曜は開設）

臨時特別給付金

【支給対象者】4月分の児童手当を受給している人（4月から新高校1年生の場合などは3月分を受給していれば対象）。4月1日以降に転入の場合は、3月31日（新高校1年生の場合などは2月29日）時点で住民票のある市区町村から支給。児童手当の所得制限額を超過している特例給付受給者（児童1人につき5000円で受給している人）は対象外。支給対象者には5月中に、はがきでお知らせします。

【対象児童】0歳（3月31日以前に出生した児童）～新高校1年生

【支給額】対象児童1人につき1万円（1回限りの支給）

【支給予定日】6月19日(金)（※公務員を除く）。児童手当の振込先として登録している受給者（保護者）の口座に振り込み。

【申請について】申請手続きは不要（※公務員を除く）。受け取りを拒否する場合のみ、5月29日(金)までに市こども福祉課へ連絡してください。

【※公務員の手続き】公務員として、勤務先で児童手当を受給している人（特例給付受給者は対象外）は申請が必要。勤務先で受給証明を受け（詳細は勤務先で確認を）、市こども福祉課に申請してください。3月31日（対象児童が新高校1年生のみの場合などは2月29日）時点で住民票があった市区町村が申請先となります。

市こども福祉課 ☎784-8030

個人・世帯向け支援一覧 各種給付金や貸付など

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける個人や世帯が活用できる支援制度の一覧は下表の通りです。詳しくは、各支援の問い合わせ先へ。

支援策	事業名など	制度の内容や対象者など	問い合わせ先
支給・還付（もらう）	すべての市民	●特別定額給付金 ▶1人一律10万円	市特別定額給付金コールセンター ☎784-8147
	子育て世帯	●子育て世帯への臨時特別給付金 ▶児童手当受給世帯に児童1人当たり1万円上乗せして給付	市こども福祉課 ☎784-8030
	感染等により仕事に就けない	●傷病手当金 ▶直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数（上限あり）	【対象】①市国民健康保険か②後期高齢者医療保険に加入し、給与収入があり1月1日以降に▷感染症に感染した▷発熱などの症状があり、感染が疑われる——人 ①市国保年金課 ☎784-8040 ②市後期医療福祉課 ☎784-8041
	収入が減って住居を失う恐れがある	●住居確保給付金 ▶単身世帯4万円（最大）	【対象】感染症により休業などで住居を失う恐れがある人 市くらし・相談サポートセンター ☎780-4344
	学校関係	●保育料・延長保育料 ▶日割り計算で還付・精算	市からの登園自粛要請に協力した場合や、臨時休園となった場合の保育料などを日割り計算で還付または精算 市教委教育保育課 ☎784-8035
		●給食費 ▶日割り計算で還付・精算	市内の公立保育所・認定こども園は、保育料と同様に給食費を日割り計算で還付または精算。私立保育所などについては各施設に確認
		●児童くらぶ育成料 ▶日割り計算で還付・精算	児童くらぶ利用の自粛要請や特別保育に伴う育成料を日割り計算で還付または精算
		●育児ファミリー・サポート・センター事業利用料 ▶1日当たり上限6400円（1時間当たり上限800円）	小学校などの休業により育児ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料を助成 市教委子育て支援課 ☎784-8079
	高校等に通う世帯	●高等学校等奨学給付金 ▶国公立：年額3万2300～12万9700円 ▶私立：年額3万8100～13万8000円	【対象】感染症の影響で保護者が失職するなど、家計の急変により収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒 国公立の高等学校：県教委財務課 ☎078-362-3882 私立の高等学校：県私学教育課 ☎078-362-3104
	通勤・通学定期券の払い戻し	●自転車駐車場 ▶3月以降の学生定期券の払い戻し	【対象】市内各駅周辺自転車駐車場（一部民間駐輪場含む）の学生定期券利用者 市都市安全企画課 ☎784-8055
		●市バス定期券 ▶通学・通勤定期券の払い戻し	【対象】4月8日以前に購入し、緊急事態措置期間を有効期間に含む定期券 市交通局 ☎781-3753
貸付（借りる）	収入が減少し一時的な資金が足りない	●緊急小口資金 ▶10万円（特別な場合20万円）。無利子で貸し付け	【対象】市内在住で主に休業などにより減収し、一時的に資金が必要な人 市社会福祉協議会 ☎787-6004
		●総合支援資金 ▶月20万円以内（2人以上世帯） ▶月15万円以内（単身世帯）。いずれも無利子で貸し付け	【対象】市内在住で主に失業し、生活の立て直しが必要な人
		●離職者生活安定資金 ▶生活資金等の融資、保証料の補助	【対象】感染症の影響で事業所の倒産、閉鎖、人員整理などにより職を失った人 県労政福祉課 ☎078-362-3362
猶予・免除（支払延長など）	税金や保険料等の支払いができない	●国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払い猶予制度	詳しくは本紙8面の「新型コロナウイルス感染症に伴う各種猶予制度について」を参照
		●国税・市税などの納税猶予制度	
		●水道料金・下水道使用料の納入相談	
その他	住居を失った人	●県営住宅の提供	【対象】感染症拡大などの影響に伴う解雇や離職により住居を失った人 県住宅管理課 ☎078-230-8470
		●市営住宅などの提供	【対象】市内在勤か在住で、解職や離職などにより住居に困っている人 市営住宅管理センター ☎784-8061 市住宅政策課 ☎784-8069